

厚岸町規則第32号

厚岸町管理職員特別勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町管理職員特別勤務手当支給規則の一部を改正する規則

厚岸町管理職員特別勤務手当支給規則（平成27年厚岸町規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第1号」を削り、「勤務は、」の次に「同条第1項の」を加える。

第3条第1項中「週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に改める。

第3条の2を第3条の2の2とし、第3条の次に次の1条を加える。

第3条の2 次に掲げる場合には、条例第16条の9第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした前条第1項の勤務は、第2条第1項の勤務とみなす。

- (1) 第2条第1項の勤務をした後、引き続いて前条第1項の勤務をした場合
- (2) 前条第1項の勤務をした後、引き続いて第2条第1項の勤務をした場合

第3条の4第1項を次のように改める。

第3条の4 第2条第1項の勤務（第3条の2の規定により同項の勤務とみなされるものを含む。以下同じ。）は、週休日等（第3条の2の規定により第2条第1項の勤務とみなされる勤務については、午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除き、正規の勤務時間以外の時間に限る。））の勤務であり、連

続する勤務（二以上の週休日等にまたがる勤務及び週休日等と週休日等以外の日にまたがる勤務を含む。）の開始から終了までを1回として取り扱うものとする。ただし、次に掲げる場合は、それらの場合の第2条第1項の勤務の全てを1回の連続する勤務として取り扱うものとする。

- (1) 一の週休日等において第2条第1項の勤務の開始が二以上ある場合（次号に掲げる場合を除く。）
- (2) 週休日等以外の日からその翌日の週休日等に連続する勤務が行われ、当該週休日等以外の日及び当該週休日等において第2条第1項の勤務の開始が二以上ある場合

第3条の4第2項を次のように改める。

- 2 第3条第1項の勤務（第3条の2の規定により第2条第1項の勤務とみなされるものを除く。）は、午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除き、正規の勤務時間以外の時間に限る。）の勤務（第2条第1項の勤務を除く。）であり、連続する勤務（二の週休日等以外の日にまたがる勤務を含む。）の開始から終了までを1回として取り扱うものとする。ただし、一の週休日等以外の日において勤務の開始が二以上ある場合は、当該週休日等以外の日に開始する勤務の全てを1回の連続する勤務として取り扱うものとする。

別表第2中「午前0時から午前5時」を「午後10時から翌日の午前5時」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。